

意見書（案）

平成 27 年 12 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課御中

150-0031

とうきょうとし ちよくさくらがおかちょう
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 わたなべたけつね 渡辺武経

連絡先

事務局長 かめだたけし 亀田武嗣
電話 03-5456-2380
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備案」に関し、別紙の通り意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載してください。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

注 3 別紙にはページ番号を記載してください。別紙

	意見対象区分	対象箇所	意見
1	電気通信事業法 施行規則の一部 改正案	書面解除に伴い利用者が支払 うべき金額（電気通信事業法 施行規則第 22 条の 2 の 9 第 二号 電気通役務の提供に必 要な工事のために通常要する 費用（当該費用として通常請 求されるものに限る。次号に おいて同じ。）の額として総務 大臣が別に告示する額（当該 工事が行われた場合に限 る。))	お客さま要望で撤去が必要と なる場合の撤去費用も含める よう要望いたします。 電気通信役務に付随したオブ ションで工事費用が発生する 場合についても、工事費用とし て利用者が支払うべき金額の 範囲とするようガイドライン に記載することを要望いたし ます。
		勧誘継続行為の禁止の例外 （電気通信事業法施行規則 第 22 条の 2 の 10）	当該契約を締結しない旨の意 思を表示した場合、当該勧誘を 継続する行為の「継続する行 為」としては、「電気通信事業 者の営業活動に関する自主基 準及びガイドライン」（電気通 信サービス向上推進協議会） 「再勧誘の禁止」での記載内容 と同等のガイドライン記載と して頂きたく要望します（「利 用者が再勧誘を拒否する旨を 示されたときは）当面の間、勧 誘をしてはならない」）。 勧誘継続行為の禁止の範囲は、 個人情報の関係から同一代理 店内のみに適用し、代理店間の 情報共有を求めるものではな い旨をガイドラインに記載す ることを要望いたします。ま た、当該勧誘の範囲は、商品が 異なる場合（FTTH サービスと モバイルサービスは商品が異 なる）や同一商品でも商品仕様

			<p>が異なる場合（料金変更、機能強化した場合など）は、当該勧誘の範囲から除外して頂きたいと要望します。</p>
		<p>媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（電気通信事業法施行規則第22条の2の11）</p>	<p>代理店への指導等の措置については、事業者が代理店委託での問題を速やかに把握し解決できることが重要であり、細かくガイドラインで規定せずに事業者の自主性に任せた運用とするよう要望いたします。</p>
		<p>附則</p>	<p>今般、施行規則案の公表を受け、当協会加盟事業者内部におきまして各種サービスの書面交付対応につき、詳細なシステム検討を開始しました。その結果、システムの仕様策定、開発、検証に予想以上の時間がかかることが判明しました。これはシステム改修が大掛かりな規模となる大規模事業者においても、中小規模の事業者においても同様な状況です。発注が平成28年度予算となる事業者もあり、そのため、平成28年5月に予定されている施行時期までに改正事業法に適合する書面交付の準備が整わない可能性が高い事業者が複数あると思われまます。</p> <p>その場合、改正事業法188条第一号の規定により、悪意のない事業者においても30万円以下の罰金が課せられることから、施行規則第二十二條の二の四の規定につきまして、施行日か</p>

			ら起算して六月を経過する日までの間、適用しないことを要望します。
2	電気通信事業法第26条第2項に基づき電気通信役務を指定する件の告示案	同 第七号 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置	委託状況の把握は電気通信事業者と直接契約がある一次代理店までで、それ以外については義務化されないことを要望します。
		1 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。)第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの(その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。)とする。	第一号及び第二号におきまして、MVNO のサービスが除外されたことに賛同します。

以上